

スポーツエールカンパニー認定制度Q & A

【制度に関して】

Q 1 スポーツエールカンパニーとはなんですか？

A 従業員のスポーツ実施に関する積極的な取組を実施している企業等のことで、申請に基づき、スポーツ庁が認定します。認定された企業には、認定証及び認定マークの交付並びにスポーツ庁ホームページにて社名の公表をいたします。

【応募に関して】

Q 2 申請要件及び認定基準はなんですか？

A 従業員のスポーツ活動を推進する取組を実施しており、以下の基準を満たしていることが必要です。

- 1 特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取組であること
- 2 経営者の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること
- 3 取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること。
- 4 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- 5 労働関係法令等が遵守されていること
- 6 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等に該当する者がいないこと

Q 3 申請書類の提出先はどこですか？

A 本制度は、東京都が実施する「東京都スポーツ推進企業認定制度」と連動して実施します。東京都内に所在する企業、事業所等の方は、東京都の認定制度への申請が本制度への申請を兼ねる形となりますので、「東京都スポーツ推進企業認定制度事務局」に申請書類をご提出ください。※提出方法に関する詳細については、東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部ホームページ「スポーツTOKYOインフォメーション」参照のこと。

<http://www.sports-tokyo.info/company/>

東京都以外の道府県に所在する企業、事業所等の方は「スポーツエールカンパニー認定事務局」に申請書類をご提出ください。

※提出方法に関する詳細については、スポーツ庁ホームページ参照のこと。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1399048.htm

Q 4 当社は大阪に本社、東京に支社があり、それぞれ従業員のスポーツ実施を促進する取組を行っています。大阪本社の取組はスポーツエールカンパニーとして、東京支社の取組は東京都スポーツ推進企業として、それぞれ応募することはできますか？

A 御応募いただけます。その際は、大阪本社はスポーツエールカンパニー認定事務局、東京支社は東京都スポーツ推進企業認定制度事務局にそれぞれ申請書を提出し、両方の事務局に申請を行っている旨、応募時にお伝えください。

Q 5 当社は大阪に本社があり、神戸に支社（事業所）があります。神戸の支社（事業所）では、従業員のスポーツ活動を推進する取組を実施しています。この場合、応募できますか？

A 御応募いただけます。その際は、神戸支社（事業所）の所在地、名称（●●株式会社●●支社（●●事業所）、代表者役職・氏名で申請書の提出をしてください。

Q 6 当社は大阪に本社があり、神戸、名古屋、札幌、福岡に支社（事業所）があります。年に1回、各支社対抗の企業運動会を実施しています。この場合、応募できますか？

A 御応募いただけます。その際は、大阪本社の代表名で申請書の提出をしてください。

Q 7 令和元年度スポーツエールカンパニー認定制度の対象となるのは、いつからいつまでの間に行われた取組でしょうか？

A 昨年度の申請締切日（2018年10月31日）から今年度の申請締切日（2019年10月21日）までの間に実施された実績のある取組が対象となります。また、前述の期間に収まらないような長期的な取組も認定の対象になります。

Q 8 当社には企業プロスポーツチームがあります。この場合、応募できますか？

A 企業プロスポーツチームを支援しているだけでは認定となりません。スポーツエールカンパニーとして認定されるためには、従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であることが求められます。

Q 9 当社はスポーツジムを経営しており、トレーナー等の従業員は常にスポーツをして身体を動かしています。この場合、応募できますか？

A 営業活動として行われているスポーツ活動のみでは認定とはなりません。トレーナー等の従業員が営業活動以外で（部活動など）、スポーツをして体を動かすような取組を記載していただいた場合、認定となります。

Q10 当社は建設現場で業務をしており、従業員は常に重い荷物を運んだりして身体を動かしています。この場合、応募できますか？

A 業務として体を動かしているというだけでは認定とはなりません。業務前に全員で準備体操やストレッチをしている等の取組を記載していただいた場合、認定となります。

Q11 当組合は健康保険組合であり、母体企業の従業員のスポーツ実施を促進する取組をしています。この場合、応募できますか？

A 当該団体の従業員を対象とする取組であることが認定の前提となりますので、母体企業の従業員を対象とする取組のみでは認定とはなりません。健康保険組合の職員も母体企業の従業員と一体となってスポーツを実施している場合、認定となります。

Q12 当法人は学校法人ですが、応募できますか？

A 児童・生徒・学生等は「従業員」に該当しないため、児童・生徒・学生等を対象とする取組のみでは認定とはなりません。教職員は「従業員」に該当するため、教職員によるスポーツ実施を促進する取組を記載していただいた場合、認定となります。

【応募書類に関して】

Q13 書類の書き方でよくわからないところがあるのですが？

A ホームページ上に申請書の記入例を掲載しておりますので、御覧ください。御不明な点がございましたら、令和元年度スポーツエールカンパニー認定事務局（メール：200010-sportsyell@ml.jri.co.jp）まで御連絡ください。

Q14 応募書類の電子データを提出する際、ファイル形式等に指定はありますか？

A （様式1）令和元年度スポーツエールカンパニー企業認定申請書はExcel形式、（様式別紙）要件該当申告書はWord形式で提出してください。

Q15 「本申請に係る連絡先」には誰の連絡先を書けばいいですか？

A 取組内容について確認の連絡をさせていただく場合がありますので、事務担当の方の連絡先を記入してください。

Q16 「取組の内容が分かる社内資料（報告書、社内報、研修資料、社内アンケート、写真等）を添付してください。」とありますが、どのようなものを添付すればよいですか？

A 従業員に対するスポーツ活動推進のための研修資料や取組実績一覧、社内報、活動写真などが考えられます。その他にも、社内アンケートや実施計画等取組の雰囲気やどのような取組をしているかわかるものであれば、添付ください。

※なお、個人情報を添付するときは黒塗りをするなど、十分な配慮をお願いします。

Q17 別記様式の「プレス発表時の取組紹介文」については、どのような内容を記載すればよいですか？

A 貴社のスポーツ推進に関する取組について、スポーツ庁のプレス発表やホームページ上で紹介させていただく際の紹介文を20～40字程度でご記載ください。なお、文案については別途調整の上、内容を変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、昨年度の取組事例紹介文は下記のURLに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/30/12/_icsFiles/afieldfile/2018/12/26/1411665_002_1_1.pdf